

避難勧告等の判断・伝達マニュアル  
(高潮災害編)

平成29年9月

# 目次



## 避難勧告等の 判断・伝達マニュアル (高潮災害編)

1	避難勧告等の対象とする高潮災害	1
2	避難勧告等の対象とする高潮災害の危険性がある区域	1
3	避難勧告等の対象となる人	1
4	避難勧告等を判断する情報	1
5	避難勧告等により立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動	2
6	避難勧告等の発令の判断基準	3
7	協力・助言を求めることのできる機関	3
8	避難勧告等の伝達方法	4
9	避難勧告等の伝達文	5
10	避難勧告等の解除	6

## 1 避難勧告等の対象とする高潮災害

避難勧告等の対象とする高潮災害は以下のとおり。

- ・ 高潮時の波浪が海岸堤防を越えるなどにより、海岸堤防に隣接する家屋等を直撃する場合
- ・ 高潮高が海岸堤防等の高さを大きく超えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合

## 2 避難勧告等の対象とする高潮災害の危険性がある区域

平成26年の高潮災害(12月16日から18日にかけて接近した低気圧による高潮災害)での浸水区域のほか、津波浸水想定区域の範囲内とする。

- ※ 高潮による浸水域については、低気圧(台風)の進路、強さ、風向、風速が大きく影響することから、釧路地方气象台による予測や職員等による巡視等の報告をもとに、避難勧告等を発令する区域の判断をおこなうものとする。

## 3 避難勧告等の対象となる人

避難勧告等の対象となるのは、「2 避難勧告等の対象とする高潮災害の危険性がある区域」内に居住又は滞在する人とする。

## 4 避難勧告等を判断する情報

高潮に関する情報は以下のとおり。

- |               |  |
|---------------|--|
| (1) 低気圧(台風)情報 | : 低気圧(台風)の位置や強さ等の実況及び予想                    |
| (2) 高潮注意報     | : 高潮に対する注意を呼びかける                           |
| (3) 高潮警報      | : 高潮により重大な災害が発生するおそれがある                    |
| (4) 高潮特別警報    | : 予想される現象が特に異常であるため、重大な高潮災害の発生するおそれが著しく大きい |

※ 高潮警報は、潮位が警報基準に達すると予想される約3～6時間前に予想最高潮位及びその予想時刻とともに発表される。この警報基準は、市町村毎に設定(根室市で1.2m)している。

※ 高潮特別警報は、「伊勢湾台風」級(中心気圧930hpa以下又は最大風速50m/s以上)の台風等により、これまで経験したことのないような高潮になることが予想され、最大級の警戒を要することを呼びかけるものである。そのような台風の襲来が予想されるときには、上陸24時間前に気象庁から周知される。

特別警報発表の判断は台風上陸12時間前に行われ、その時点で発表済みの高潮警報が、全て特別警報として発表される。その時点で高潮警報が発表されていない市についても、台風が近づくに従い潮位が警報基準に達すると予想される約3～6時間前のタイミングで高潮特別警報が発表される。

5 避難勧告等により立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動

区分	根拠法令	立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動
避難準備・ 高齢者等 避難開始	災害対策基本法第56条  市町村長が、避難のための立ち退きの準備その他の措置について行う必要な通知又は警告。	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。</li> <li>その他の人は立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</li> </ul>
避難勧告	災害対策基本法第60条  市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告することができる。  避難のための立ち退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>高潮災害に対応した待避所、指定緊急避難場所や指定避難所へ速やかに立ち退き避難する。</li> <li>指定緊急避難場所等への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣のより安全な場所」(※1)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(※2)を行う。</li> </ul>
避難指示 (緊急)	災害対策基本法第60条  市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、急を要すると認めるときは、避難のための立ち退きを指示することができる。  避難のための立ち退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、高潮災害に対応した待避所、指定緊急避難場所や指定避難所へ緊急に避難する。</li> <li>指定緊急避難場所等への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」(※1)への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」(※2)を行う。</li> </ul>

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

## 6 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の発令の判断基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地の状況を総合的に勘案し、避難勧告等を発令する。

(避難勧告等の発令判断基準)

区 分	基準 (次のいずれかに該当した場合)
注意喚起	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高潮警報が発表された場合</li> <li>2 高潮警報が夜間～翌日早朝までに発表される見込みがある場合</li> </ol>
避難準備・ 高齢者等 避難開始	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高潮注意報が発表され、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性があり、当該期間中に潮位が警報基準を超える見込みがある場合 (釧路地方気象台からの情報を参考とする) (注) 暴風警報等に記載されている警報級の時間帯 (特に暴風の吹き始める時間帯) にも留意して、暴風で避難できなくなる前に避難勧告を発令する必要がある。</li> </ol>
避難勧告	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高潮警報が発表され、潮位が警報基準を大きく超えると予想される場合</li> <li>2 非常に発達した低気圧や「伊勢湾台風級」の台風が接近し、上陸 24 時間前に、気象庁から特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報等により周知された場合</li> </ol>
避難指示 (緊急)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 潮位が警報基準を超え、今後更に上昇を続けると予想される場合</li> <li>2 海岸堤防の倒壊の発生</li> <li>3 異常な越波・越流の発生</li> </ol>

※ 高潮については、低気圧 (台風) の進路、気圧、風速、風向、また天文潮位等の要因により災害規模や危険箇所が異なることから、釧路地方気象台からの気象情報や現地での状況把握などを踏まえ、沿岸低地への避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示 (緊急) の発令を検討する。

## 7 協力・助言を求めることのできる機関

機関名 (連絡先)	助言を求めることができる事項
釧路地方気象台 電話：0154-31-5146 (防災ホットライン) 電話：0154-31-5112	・気象・地象・水象に関すること。
根室振興局 地域創生部地域政策課 電話：0153-24-4799	・災害情報及び被害情報に関すること。 ・避難対策に関すること。

## 8 避難勧告等の伝達方法

避難勧告等の伝達先・伝達方法は次のとおりとする。

なお、情報の伝達は、災害の状況等に応じた最善の方法により行うものとする。

担当部署	伝達手段	伝達先	
総務課	北海道防災情報システムへの入力 (災害情報共有システム(Lアラート)経由でマスメディアへ情報提供)	TV放送	視聴者
		ラジオ放送	聴取者
		緊急速報メール	根室市内に滞在する携帯電話利用者 (NTTドコモ、au(KDDI)、ソフトバンク)
	緊急速報メール	根室市内に滞在する携帯電話利用者 (NTTドコモ、au(KDDI)、ソフトバンク)	
	防災行政無線(同報系)	住民	
	登録制メール(ねむろメール)	事前登録者	
	ホームページ	PC、携帯電話等利用者	
	SNS(フェイスブック・ツイッター)		
	電話又はFAX	町内会、自主防災組織、避難支援関係者	
	電話	根室振興局・釧路開発建設部・釧路建設管理部 釧路地方気象台・根室警察署 等	
情報管理課	広報車	住民等(巡回ルート)	
消防本部	緊急速報メール ※休日夜間	根室市内に滞在する携帯電話利用者 (NTTドコモ、au(KDDI)、ソフトバンク)	
	防災行政無線(同報系) ※休日夜間	住民	
	緊急割込み放送(コミュニティFM)	FMねむろ聴取者	
	広報車	住民等(巡回ルート)	
	電話又は電子メール	消防団	
介護福祉課	電話又はFAX	要配慮施設	

※ 要配慮者利用施設に対して、避難準備・高齢者等避難開始の発令を伝達する場合には、施設管理者等は利用者の避難支援を始めるべきであることも併せて伝達する。

## 9 避難勧告等の伝達文

### (1) 避難準備・高齢者等避難開始の伝達文の例

(防災行政無線)

(チャイム音)

- 市役所から、お知らせします。
- 根室市全域(〇〇地区)に、高潮に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
- 高齢者の方など、避難に時間のかかる方は、避難を開始してください。

(緊急速報メールなど)

【避難準備・高齢者等避難開始発令】

- こちらは、根室市です。
- 根室市全域(〇〇地区)に、高潮に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
- 高潮の危険性が高まることが予想されます。
- 次に該当する方は、避難を開始してください。
  - ・お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方
  - ・海岸沿いにお住まいの方(早めの避難が必要となる場合に言及)については、避難を開始してください。
- それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。
- 避難所として、「〇〇〇」、「〇〇〇」を開設しています。
- 避難所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

### (2) 避難勧告の伝達文の例

(防災行政無線)

(サイレン音)

- 市役所から、お知らせします。
- 〇〇地区に高潮に関する避難勧告を発令しました。
- 速やかに避難を開始してください。

(緊急速報メールなど)

【避難勧告発令】

- こちらは、根室市です。
- 〇〇地区に高潮に関する避難勧告を発令しました。
- 高潮の危険性が高まっています。
- 速やかに避難を開始してください。
- 避難所として、「〇〇〇」、「〇〇〇」を開設しています。
- 避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

(3) 避難指示（緊急）の伝達文の例

(防災行政無線)

(サイレン音)

- 市役所から、お知らせします。
- 〇〇地区に高潮に関する避難指示を発令しました。
- 直ちに避難してください。

(緊急速報メールなど)

【避難指示発令】

- こちらは、根室市です。
- 〇〇地区に高潮に関する避難指示を発令しました。
- 高潮の危険性が極めて高まっています。
- 未だ避難していない方は、緊急に避難をしてください。
- 避難所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに緊急に避難してください。

## 10 避難勧告等の解除

避難勧告等の解除は、高潮警報が解除された段階を基本とする。

ただし、浸水被害が発生した場合には、警報等が解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本とする。

避難勧告等の解除文の例

(防災行政無線、緊急速報メールなど)

(チャイム音)

- 市役所から、お知らせします。(こちらは、根室市です。)
- ただいま、根室市全域(〇〇地区)に発令していた避難指示(避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始発令)を解除しました。
- 引き続き、気象情報には十分に注意してください。